

【論点2】
雨水事業と污水事業に係る
収支の区分け

雨水事業と污水事業に係る収支の区分け

- 雨水は全額繰出、污水は繰出基準に基づく繰出と使用料が財源と異なっており、両者の収支を峻別することは、今後使用料水準を変更・説明していく上で重要となるのではないか。
- 近年集中豪雨や都市化の進展等により、雨水対策が都市部において重要な課題となってきたことを踏まえる必要があるのではないか。例えば、同じく雨水対策で一般会計負担である河川事業や都市下水路は補正予算債や、国土強靱化緊急対策事業債及び緊急自然災害防止対策事業債の対象となるが、下水道の雨水事業は対象とならないことについてどう考えるか。(参考:交通事業の一般会計補助債は、補正予算債の充当対象としている。)
- 実態として、分流式の普及に伴い、雨水収支と污水収支の区分けが相当明確化しつつあるのではないか(実際、雨水への繰出額(全額)を算出するため、各団体は両収支を按分等を用いて分離して所要経費を毎年算出している。)
- 両収支を区分けする場合に、会計、セグメント、その他どのような手法があるのか。その場合に、雨水事業を引き続き公営企業と整理することが可能となるのか

(類例①: 雨水流域下水道は公営企業、雨水公共下水道や都市下水路は一般会計と整理。)

類例②: 看護師養成学校は、一般会計で運営(税負担)する自治体が多いが、病院事業の附帯事業として公営企業として運営し、所要経費は全額一般会計繰出金(法第17条の2①号経費)とする例も多く、この場合、収支は病院と看護学校でセグメント情報で分離するのが通常。)

※ 事業の区分

- ・雨水流域下水道: 雨水事業のみを行う流域下水道
- ・公共下水道: 主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ污水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの。
- ・雨水公共下水道: 主として市街地における雨水のみを排除するために地方公共団体が管理する下水道で、河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を放流するもの又は流域下水道に接続するもの。
- ・都市下水路: 主として市街地における下水を排除するために地方公共団体が管理している下水道で、一定規模以上のものであり、かつ、当該地方公共団体が指定したもの。
- ・河川: 公共の水流及び水面のうち、一級河川(国)、二級河川(都道府県)、準用河川(市町村)などに指定されたもの及びこれらの河川に係る河川管理施設。

※ 雨水排水対策: 本川(排出する先の川)に流入する側が、河川か、下水道の排水管路か、農業用水路か等により事業区分が変わる。

【参考1 27研究会報告書】

【将来の検討課題について】

下水道事業経営を将来にわたって適切に行っていくためには、下水道財政の仕組みを住民にもわかりやすい簡明なものとする必要がある。このため(2)の取組を優先しつつ、例えば、分流式下水道における雨水事業と污水事業を切り分けて地方財政措置を行う等、地方財政措置を更に実態に即したものとする方向で見直しを検討すべきである。

【参考2 補助と地財措置比較】

	下水道事業 (雨水汚水合わせて)	雨水 流域下水道	雨水 公共下水道	都市下水路	河川事業
通常	国庫補助率 1/2~5.5/10	1/2~2/3	1/2	4/10	1/2(1・2級河川) 1/3(準用河川)
通常	地財措置 下水道事業債 (充100-交16~44)	下水道事業債 (充100-40)	公共事業等債(充90-交20)		
補正	地財措置 (災害以外)	通常と同様	通常と同様	補正予算債(充100-交50)	
3 年 単 独 採 算	補助事業	通常と同様	通常と同様	防災・減債・国土強靱化緊急対策事業債(充100-交50)	
	単独事業	通常と同様	通常と同様	緊急自然災害対策事業債(充100-交70)	

【参考3 合流管比率トップ30(H29決算統計)※公共下水道のみ】

	法適 法非適	都道府県	団体名	合流管 比率	終末 処理場数	セグメント
1	法適用	大阪府	守口市	100.0%	1	なし
2	法適用	大阪府	門真市	100.0%	0	なし
3	法非適用	東京都	国分寺市	100.0%	0	—
4	法適用	大阪府	大阪市	97.7%	13	なし
5	法適用	兵庫県	尼崎市	95.7%	2	なし
6	法適用	大阪府	大東市	95.1%	0	不明※
7	法非適用	東京都	調布市	92.9%	0	—
8	法適用	大阪府	八尾市	91.8%	0	なし
9	法非適用	東京都	武蔵野市	87.9%	0	—
10	法非適用	東京都	小金井市	85.4%	0	—
11	法適用	大阪府	東大阪市	84.0%	0	不明※
12	法非適用	東京都	国立市	82.8%	0	—
13	法非適用	東京都	府中市	80.4%	0	—
14	法非適用	埼玉県	蕨市	80.2%	0	—
15	法非適用	東京都	三鷹市	78.9%	1	—
16	法適用	東京都	東京都	77.0%	14	公共・流域
17	法非適用	東京都	立川市	69.7%	1	—
18	法非適用	東京都	小平市	67.2%	0	—
19	法適用	愛知県	名古屋	64.1%	15	不明※
20	法非適用	徳島県	徳島市	62.1%	2	—
21	法非適用	東京都	狛江市	56.4%	0	—
22	法非適用	埼玉県	行田市	53.7%	0	—
23	法適用	北海道	札幌市	49.8%	10	なし
24	法適用	京都府	京都市	44.6%	4	雨水・汚水
25	法適用	大阪府	茨木市	44.6%	0	公共・浄化槽
26	法適用	大阪府	豊中市	42.2%	1	なし
27	法適用	大阪府	吹田市	40.9%	2	なし
28	法非適用	香川県	観音寺市	40.0%	1	—
29	法非適用	埼玉県	秩父市	39.6%	1	—
30	法非適用	千葉県	習志野市	39.2%	1	—

単独公共下水道
法適化作業中
流域関連公共下水道

【参考5 分流管割合の推移】

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
下水道管布設延長(km)	408,888	424,621	437,548	449,078	460,681	470,423	479,339	486,704	493,180	500,434	506,932	512,552	516,863	531,683	535,380
うち汚水管(km)	308,178	322,849	334,620	345,181	355,773	364,705	372,843	379,379	384,952	390,768	396,637	401,142	406,038	420,134	423,287
うち雨水管(km)	41,728	42,584	43,675	44,473	45,234	46,038	46,638	47,253	47,998	49,128	49,599	50,548	49,892	50,426	51,014
うち合流管(km)	58,982	59,188	59,253	59,424	59,674	59,680	59,858	60,072	60,230	60,538	60,696	60,862	60,933	61,123	61,079
分流管割合(%)	85.6	86.1	86.5	86.8	87.0	87.3	87.5	87.7	87.8	87.9	88.0	88.1	88.2	88.5	88.6

※未供用の事業を除く

【参考4 雨水・汚水をセグメント情報として開示している事業の例】

法適 法非適	都道府県	団体名	合流管 比率	終末 処理場数	セグメント
法適用	京都府	京都市	44.6%	4	雨水・汚水
法適用	高知県	高知市	21.0%	3	雨水・汚水
法適用	大阪府	堺市	11.0%	3	雨水・汚水
法適用	山口県	山口市	3.6%	3	雨水・汚水
法適用	滋賀県	大津市	2.3%	1	雨水・汚水

法適 法非適	都道府県	団体名	合流管 比率	終末 処理場数	セグメント
法適用	岐阜県	美濃加茂市	0.0%	1	雨水・汚水
法適用	静岡県	富士市	0.0%	2	雨水・汚水
法適用	三重県	伊勢市	0.0%	0	雨水・汚水
法適用	島根県	松江市	0.0%	0	雨水・汚水

※ 26年度の公営企業会計見直し時に導入されたセグメント情報の公表を雨污水に分離して実施している事業は合流管・分流管共に相当数存在＝分離が可能であることや分離に意味があることの証左。

雨水収支と汚水収支の分離に係る現状と課題

1. 雨水収支と汚水収支の現状

(1) 分流管のみの自治体

○ 雨水施設と汚水施設に分離されており、資産や負債、減価償却費等は明確に分離可能であり、人件費、維持管理費の一部を除き、収支を分けることは容易。

※下水道事業3,631のうち**ほぼ分流管のみの事業は3,427(全体の94.4%)**

※松江市、美濃加茂市、富士市、伊勢市等は雨水と汚水を分離し、損益と資産・負債・減価償却費等を各セグメント情報として会計上明示。

【参考1 地方公営企業が会計を整理するに当たりよべき指針(総務省告示)】

第12章 会計に関する書類における注記

第5 セグメント情報に関する注記

1 セグメント情報に関する注記は、地方公営企業を構成する一定の単位(以下「報告セグメント」という。)に関する事項であって、次に掲げる事項とする(規則第40条第1項)。

(1) 報告セグメントの概要

(2) 報告セグメントごとの営業収益、営業費用、営業損益金額、経常損益金額、資産、負債その他の項目の金額

2 報告セグメントの区分は、企業管理規程で定める(規則第40条第2項)。

【参考3 雨水と汚水をセグメント情報に関する注記に分離して記載している事業の例

(松江市(完全分流)、平成30年度)】

2 報告セグメントごとの資産等 平成30年度決算書(抜粋)

平成30年度(平成30年4月1日から平成30年9月30日まで)

(単位:円)

	汚水処理事業	雨水処理事業	合計
営業収益	1,803,068,558	73,992,149	1,877,060,707
営業費用	2,990,401,707	99,342,856	3,089,744,563
営業損益	△ 1,187,333,149	△ 25,350,707	△ 1,212,683,856
経常損益	472,413,441	△ 3,842,249	468,571,192
セグメント資産	113,179,899,836	5,948,868,407	119,128,768,243
セグメント負債	104,830,214,091	4,594,692,588	109,424,906,679
その他の項目			
減価償却費	2,014,967,000	96,772,000	2,111,739,000
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	182,907,643	68,264,766	251,172,409

【参考2 セグメント情報の考え方(『公営企業の計理の手引』より)】

・公営企業においても、水道事業では水道・簡易水道、交通事業では路面電車・バス・モノレール、病院事業では病院・看護師養成所など、複数の事業・施設が同一の企業として経営されている場合があるため、住民の福祉の増進を目的としている公営企業は、その事業内容をより詳細に理解し評価できるよう、積極的に詳細な財務情報を開示することで議会・住民に対する説明責任を果たすことが重要である。

・「その他」に関する具体的な明示はないが、「他会計繰入金」、「減価償却費」、「特別利益及び特別損失」、「固定資産の減損損失」、「有形固定資産及び無形固定資産の増加額」等を記載することが考えられる。さらに、詳細な財務情報を開示することで議会・住民に対する説明責任を果たす観点から、主要な項目については、その内訳を記載することが考えられる。

(報告セグメントの区分例)

事業名	報告セグメントの区分例
水道事業	事業別(水道事業、簡易水道事業)等
工業用水道事業	施設別等
交通事業	事業別(路面電車、バス、モノレール等)等
病院事業	病院別(看護師養成所、救命救急センター等)等
下水道事業	事業別(公共下水道、集落排水、浄化槽等)等

(2) 合流管ありの自治体

- 物理的に対象施設を処理水量等で按分して分離する必要がある。現在、S56年総務省通知で雨水・汚水経費区分基準の考え方を示しており、全自治体はそれに基づき処理水量等で各費用を按分し、雨水と汚水の損益を分離した上で、全額繰出金の対象となる雨水繰出金を算出している。
 - 雨污水一体で処理する合流管である以上、収支を分離する際は、基準に基づく按分が必ず必要となるが、現状においても毎年の収支は積算上分離しており、それをセグメント情報等として区分して明示するか否かの問題となる。
 - 一方、的確な雨污水別の減価償却費を算出するためには、過去に取得した資産や負債を雨污水別に区分する必要がある。なお、先例によれば、法適化に向けた資産振分け時において雨污水別に振り分ける場合、作業は効率的になる傾向がある。
- ※ **合流管比率が50%以上の事業者22(全体の0.6%)**
- ※ 合流管がある京都市、山口市、高知市、堺市においても、雨水収支と汚水収支を分けてそれぞれセグメント情報を明示している例がある。(=これは、合流管導入団体においても、雨污水収支の分離が可能であることや、その必要性を感じている自治体が存在していることを意味している)

(3) 収支分離の公表方法

- 先行事例として、予算書及び決算書のセグメント情報に関する注記として雨水処理と汚水処理を公表している団体があること等に鑑み、同様の手法による公表を求めることが考えられるのではないか。
- その注記をする項目については、報告セグメントごとの営業収益、営業費用、営業損益金額、経常損益金額、資産、負債その他の項目の金額(総務省告示において記載)を基本とし、「その他」として、他会計繰入金、減価償却費、特別利益及び特別損失、固定資産の減損損失、有形固定資産及び無形固定資産の増加額、長期前受金戻入益、支払利息等が考えられるのではないか。

【参考3 京都市公共下水道 H29決算書(セグメント情報に関する注記)】

	汚水処理	雨水処理	その他	合計
事業収益	23,028,547,997	19,173,603,734	551,454,617	42,753,606,348
事業費用	20,303,361,871	19,790,265,885	528,618,553	40,622,246,309
事業損益	2,725,186,126	△ 616,662,151	22,836,064	2,131,360,039
経常損益	3,997,854,922	542,682,711	0	4,540,537,633
セグメント資産	309,493,237,012	408,314,213,778	7,051,941,811	724,859,392,601
セグメント負債	198,526,814,543	280,340,456,925	7,051,941,811	485,919,213,279
その他の項目				
他会計負担金	420,625,010	19,173,603,734	660,717,014	20,254,945,758
減価償却費等	11,596,713,875	15,659,610,092	116,653,661	27,372,977,628
長期前受金戻入益	3,337,497,588	4,501,699,416	0	7,839,197,004
支払利息等	2,129,805,343	3,137,167,549	176,351,058	5,443,323,950

注 「その他」の区分には、報告セグメントに含まれない項目を計上している。

【参考4 自治体の雨水汚水の取扱にかかる現状】

- 「公共下水道事業繰出基準の運用について」(S56.6.5自治準企画153号)を基に算出
- ①A市:分流式・合流式合わせて、基準を用いて区分。
 - ・資本費:減価償却費は各施設・設備ごとに算出。
 - 支払利息・企業債取扱諸費等は、減価償却費の負担割合を準用。
 - ・維持管理費:管渠費・処理場費・ポンプ場費の各費目ごと、それぞれ人件費・薬品費・動力費・補修費など事項ごとに基準を用いて算出。
 - ②B市(流域関連公共下水道のみ)
 - ・資本費:固定資産台帳において、雨水・汚水別に計上。
 - ・維持管理費:人件費は按分して計上。委託料、薬品費等は、雨水・汚水の施設ごとに分けられるので、その経費を計上。
 - ③C市:A市同様
 - ④D市:A市同様